申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署：健康保険部健康課　№001

処　分　名	健康学習室等の使用の許可及び制限
処分の概要	春日部市健康福祉センターの健康学習室等を使用しようとするものは、市長の許可を受ける必要があります。また、使用することができる者は、一定の要件を満たしている必要があります。
根拠条例等・条項	春日部市健康福祉センター条例(平成 17 年条例第 109 号)第 10 条 春日部市健康福祉センター条例施行規則(平成 17 年規則第 38 号)第 2 条
審査基準	◎春日部市健康福祉センターの健康学習室等を使用することができる者は、次の(１)から(３)の要件を満たしていることが必要です。 (１)市内の健康づくり団体であること。 ・健康づくり団体 高齢者の健康体操や、運動など健康維持のための活動団体を指します。 (２)福祉ボランティア団体及び市内の福祉団体であること。 ・福祉ボランティア 障害者等の支援のための市民ボランティア団体を指します。 ・福祉団体 障害者等の支援のための営利を目的としない活動団体を指します。 (３)その他市長が必要と認めた者。(以下のような場合) (１)、(２)に該当せず、健康関連のための使用をするとき。 ◎使用者条件確認として、上記に加え、団体規約、団体名簿の提出により、適合するか確認する。使用の許可は、次の(１)から(８)の要件を全て満たすことが必要です。 (１)健康相談等の業務に支障がないこと。 (２)秩序又は風俗を害するおそれがないこと。 (３)建物又は附帯設備を破損するおそれがないこと。 (４)営利を目的として事業を行うおそれがないこと。 (５)特定の政党の利害に関する事業を行うおそれがないこと、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持するために使用するおそれがないこと。 (６)特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援するために使用するおそれがないこと。 (７)暴力団等の利益になると認められないこと。 (８)その他管理上支障がないこと。 ・消防法上危険な場合 ・点検、補修等、施設の維持に係る作業を要する場合　など
標準処理期間	１日
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 28 年 3 月 30 日）

申　請　時　期	使用する日の１か月前から使用する日までの間
申　請　方　法	春日部市健康福祉センター窓口への提出
備　　考	
根拠条例及び関係例規等の抜粋	■春日部市健康福祉センター条例 第１０条　市長は、必要があると認めるときは、健康増進センターのうち、健康学習室及び研修室（以下この条において「健康学習室等」という。）の使用を許可することができる。 ２　健康学習室等を使用できるものは、次に掲げるものとする。 （１）　市内の健康づくり団体 （２）　福祉ボランティア団体及び市内の福祉関係団体 （３）　その他市長が必要と認めた者 ３　健康学習室等を使用しようとするものは、市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。 ４　前項に規定する許可は、その使用が次の各号のいずれかに該当するときは、これを許可しない。 （１）　前条各号に規定する業務に支障があるとき。 （２）　秩序又は風俗を害するおそれがあるとき。 （３）　建物又は附帯設備を破損するおそれがあるとき。 （４）　営利を目的として事業を行い、又は特定の営利事業に健康福祉センターの名称を使用するとき。 （５）　特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持するために使用するとき。 （６）　特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援するために使用するとき。 （７）　その他管理上支障があるとき。 ５　市長は、使用を許可するに当たって管理上必要があるときは、使用について条件を付することができる。 ■春日部市健康福祉センター条例施行規則 第２条　条例第 10 条第３項の規定により、春日部市健康増進センターの使用の許可を受けようとするもの（次項において「申請者」という。）は、春日部市健康増進センター施設使用申請書（様式第１号（略））により市長に申請しなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。 ２　市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、当該申請者に春日部市健康増進センター施設使用許可書（様式第２号（略））を交付するものとする。 ３　第１項に規定する申請は、使用する日の１か月前からとする。

申請に対する処分の審査基準

担当部署：健康保険部健康課　№002

処　分　名	長期療養者のための定期接種に関する対象者の認定
処分の概要	対象年齢内に定期接種ができなかった者を定期接種対象者として承認するか否かを判断するものである。また、対象者については、定期接種とする予防接種及び期間を認定するものである。
根拠法令等・条項	予防接種法施行規則第２条の５及び第２条の６ 春日部市予防接種等助成金交付要綱第３条第１号及び第４条
審査基準	許認可等の性質上、個々の申請について個別具体的な判断をせざるを得ないものであって、法令等の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、設定しません。
標準処理期間	14 日
設定年月日	令和２年３月４日
申請時期	随時
申請方法	本庁舎２階健康課窓口への提出　又は　郵送
備　　考	

根拠法令及び関係法令等の抜粋	予防接種法施行規則第２条の５及び第２条の６ 第２条の５ 　令第３条第２項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。 １　重症複合免疫不全症、無ガンマグロブリン血症その他免疫機能に支障を生じさせる重篤な疾病 ２　白血病、再生不良性貧血、重症筋無力症、若年性関節リウマチ、全身エリテマトーデス、潰瘍性大腸炎、ネフローゼ症候群その他免疫の機能を抑制する治療を必要とする重篤な疾病 ３　その他のこれらに準ずると認められるもの 第２条の６ 　令第３条第２項に規定する厚生労働省令で定める特別な事情は、次のとおりとする。 １　前条に規定する疾病にかかったこと（これによりやむを得ず法第５条第１項の規定による予防接種を受けることができなかった場合に限る。） ２　臓器の移植術（臓器の移植に関する法律（平成９年法律第１０４号）第１条に規定する移植術をいう。）を受けた後、免疫の機能を抑制する治療を受けたこと（これによりやむを得ず法第５条第１項の規定による予防接種を受けることができなかった場合に限る。） ３　前２号に掲げるもののほか、医学的知見に基づきこれらに準ずると認められるもの 春日部市予防接種等助成金交付要綱第３条第１号イ 　別表第１（高齢者インフルエンザを除く。）に掲げる対象年齢の間に、長期にわたり療養を必要とする疾病で予防接種法施行規則（昭和２３年厚生省令第３６号）第２条の５各号に掲げるものにかかったことその他の同令第２条の６各号に掲げる特別な事情があることにより定期接種を受けることができなかったと認められる者で、別表第３に掲げる対象年齢等であるもの 春日部市予防接種等助成金交付要綱第４条 　前条第１号イの者で定期接種を受けようとする者は、あらかじめ、長期療養者のための定期接種に関する申請書（様式第１号）に長期療養を必要とする疾病にかかった者等の定期接種に関する特例措置対象者該当理由書（様式第２号）及び母子健康手帳を添えて申請し、審査及び認定を受けなければならない。 ２　前項の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ、長期療養者のための定期接種に関する決定通知書（様式第３号）により通知するものとする。

申請に対する処分の審査基準

担当部署：健康保険部健康課　**№003**

処　分　名	特別の理由により再接種が必要な対象者の認定
処分の概要	造血幹細胞移植により、接種済みの定期接種の予防効果が期待できず再接種を希望するものを再接種の対象者として承認するか否かを判断するものである。また、対象者については、定期接種とする予防接種及び期間を認定するものである。
根拠法令等・条項	春日部市予防接種等助成金交付要綱第３条第１項第２号及び第５条
審査基準	許認可等の性質上、個々の申請について個別具体的な判断をせざるを得ないものであって、法令等の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、設定しません。
標準処理期間	14 日
設定年月日	令和２年３月４日
申請時期	随時
申請方法	本庁舎 2 階健康課窓口への提出　又は　郵送
備　考	

根拠法令及び **関係法令等の抜粋**	春日部市予防接種等助成金交付要綱第３条第１項第２号 　造血幹細胞移植（骨髄移植、末梢血幹細胞移植及び臍帯血移植をいう。）により、接種済みの定期接種の予防効果が期待できないめ、任意で再度、該当の接種を受ける必要があると医師に判断されている者で、予防接種実施規則（昭和３３年厚生省令第２７号）の規定に基づいて接種したＡ類疾病に係る定期接種について再接種を受ける別表第４に掲げる対象年齢等であるもの 春日部市予防接種等助成金交付要綱第５条 　再接種を受けようとする者は、あらかじめ、春日部市予防接種再接種費用助成対象者認定申請書（様式第４号）に特別の理由により再接種が必要な対象者認定に係る理由書（様式第５号）及び母子健康手帳の写し又は予防接種の記録を添えて申請し、審査及び認定を受けなければならない。 ２　前項の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ、当該申請者に対し、春日部市予防接種再接種費用助成対象者認定に関する決定通知書（様式第６号）により通知するものとする。